

平成18年5月29日

## 平成18年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日 時 平成18年5月25日（木）13:00～15:00
- 場 所 佐賀県立女性センター・生涯学習センター「アバンセ」第3研修室
- 講演者 東京経済大学現代法学部教授 村 千鶴子
- 参加人員 40名

### 1 講演内容の概要について

テーマ：《最近の悪質商法と被害防止・救済のポイント》

#### 1) 最近の消費者被害の傾向と特徴

- ・ 消費者被害の増加は続いている。手口の多様化の悪質化が特徴であり被害の半数は特殊販売に関連するもの。
- ・ 被害金額も多様化、アポイントメントセールスでは平均して100万円前後、キャッチセールス、デート商法で30～50万円前後、マルチで10～50万円など。
- ・ 高齢者等への次々販売や資格の二次被害など、消費者被害はあらゆる層が狙われている現状である。
- ・ 特に被害救済が困難な事例（インターネット詐欺や、架空請求、悪質業者の倒産等）が増加している。

#### 2) 悪質商法の手口

- ・ 架空請求、悪質訪問販売、各種の利殖商法（未公開株、元本保証の利殖商法）内職商法、インターネット通販、オークション
- ・ なぜ被害が起こるのか。消費者と事業者との情報の質や量の不均衡、交渉力不足、不合理で不平等な契約内容等が原因。

#### 3) 被害防止のポイント

- ・ 消費者教育では、次の事項がポイント
- ・ ①信用できる事業者を選ぶ、②自分の欲しいものは何かよく考える。③情報を集めて比較検討する。④取引条件が合理的か確認する。⑤要らない物ははっきり断る。⑥契約書等はよく読む。⑦納得出来ないときはすぐに相談を。

#### 4) 悪質商法をなくすために

- ・ 消費生活センターの役割は、消費者に対し、①適切な情報提供、②助言（消費者契約法のルール、特商法のルール）を的確に。

## 2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

特になし（時間の都合により質疑なし）

佐賀県くらし環境本部くらしの安全安心課

（注）この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。